大和市手数料条例の一部を改正する条例

大和市手数料条例(昭和26年大和町条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表第1号(1)の項中「登録住宅性 能評価機関」の次に「(以下「登録住宅性能評価機関」という。)」を加え、同項金額の 欄ア及びイ中「の場合」を「を新築する場合」に改め、同欄に次のように加える。

- ウ 一戸建ての住宅を増築し、又は改築する場合 9,100円
- エ 共同住宅等を増築し、又は改築する場合 次に掲げる共同住宅等の総戸数に応じ 次の(ア)から(ク)までに掲げる額を同時申請住戸数で除して得た額
 - (ア) 総戸数が5以下の共同住宅等 18,000円
 - (イ) 総戸数が6以上10以下の共同住宅等 32,000円
 - (ウ) 総戸数が11以上30以下の共同住宅等 46,000円
 - (エ) 総戸数が31以上50以下の共同住宅等 87,000円
 - (オ) 総戸数が51以上100以下の共同住宅等 150,000円
 - (カ) 総戸数が101以上200以下の共同住宅等 250,000円
 - (キ) 総戸数が201以上300以下の共同住宅等 300,000円
 - (ク) 総戸数が301以上の共同住宅等 320,000円

別表長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表第1号(3)の項金額の欄ア及 びイ中「の場合」を「を新築する場合」に改め、同欄に次のように加える。

- ウ 一戸建ての住宅を増築し、又は改築する場合 68,000円
- エ 共同住宅等を増築し、又は改築する場合 次に掲げる共同住宅等の総戸数に応 じ次の(ア)から(ク)までに掲げる額を同時申請住戸数で除して得た額
 - (ア) 総戸数が5以下の共同住宅等 160,000円
 - (イ) 総戸数が6以上10以下の共同住宅等 260,000円
 - (ウ) 総戸数が11以上30以下の共同住宅等 510,000円
 - (エ) 総戸数が31以上50以下の共同住宅等 910,000円
 - (オ) 総戸数が51以上100以下の共同住宅等 1,600,000円
 - (カ) 総戸数が101以上200以下の共同住宅等 2,900,000円
 - (キ) 総戸数が201以上300以下の共同住宅等 4,100,000円
 - (1) 総戸数が301以上の共同住宅等 5,000,000円

別表都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表第1号(1)の項中「住宅の品質確保

促進等に関する法律第5条第1項に規定する」を削り、「登録建築物調査機関」の次に「(以下「登録建築物調査機関」という。)」を加え、同項金額の欄中「この表において」を削り、同表の次に次のように加える。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係

番号	名称	区分	金額
1	建築物のエ	(1) 法第30条第1項	ア 一戸建ての住宅の場合 4,70
	ネルギー消	各号に掲げる基準に	0円
	費性能の向	適合していることに	イ 共同住宅等の場合 次に掲げる
	上に関する	ついて、あらかじめ	床面積の区分に応じそれぞれ次に定
	法律(平成	登録住宅性能評価機	める金額
	27年法律	関又は登録建築物調	(ア) 床面積の合計が300平方メー
	第53号。以	査機関による審査を	トル未満の共同住宅等 9,400
	下この表に	受けた場合、住宅の	円
	おいて「法」	品質確保の促進等に	(イ) 床面積の合計が300平方メー
	という。) 第	関する法律第6条第	トル以上2,000平方メートル
	29条第1	1項に規定する設計	未満の共同住宅等 20,000
	項の規定に	住宅性能評価書(日	円
	基づく建築	本住宅性能表示基準	(ウ) 床面積の合計が2,000平方
	物エネルギ	(平成13年国土交	メートル以上5,000平方メー
	一消費性能	通省告示第1346	トル未満の共同住宅等
	向上計画の	号)別表1 5-1	45,000円
	認定申請手	断熱等性能等級の項	(エ) 床面積の合計が5,000平方
	数料(次号に	に定める等級4及び	メートル以上の共同住宅等
	該当する場	同表 5 - 2 一次エネ	81,000円
	合を除く。)	ルギー消費等級の項	ウ 非住宅(人の居住の用に供する部
		に定める等級5 (法	分以外の部分のみを有する建築物を
		の施行の際現に存す	いう。以下同じ。) の場合 次に掲
		る建築物については	げる床面積の区分に応じそれぞれ次

等級4以上) に適合 しているものに限 る。) の写しを添付し た場合

に定める金額

- (ア) 床面積の合計が300平方メ ートル未満の非住宅 9,400 円
- (イ) 床面積の合計が300平方メ ートル以上2,000平方メート ル未満の非住宅 27,000円
- (ウ) 床面積の合計が2,000平方 メートル以上5,000平方メー トル未満の非住宅 80,000 円
- (エ) 床面積の合計が5,000平方 メートル以上10,000平方メ ートル未満の非住宅 130,000円
- (オ) 床面積の合計が10,000平 方メートル以上25,000平方 メートル未満の非住宅 160,000円
- (カ) 床面積の合計が25,000平 方メートル以上の非住宅 200,000円
- エ ア、イ及びウに掲げるもの以外の 建築物の場合 イ及びウに掲げる 床面積(共用部分は、共同住宅等に 含む。)の区分に応じそれぞれの定 める金額のうち、当該申請に係るも のを合算した金額

(2) 建築物エネルギー | 次に掲げる床面積の区分に応じそれ 消費性能基準等を定しぞれ次に定める金額

年経済産業省·国土 下この表において イ(2)及び同号口(2) に適合する場合

- める省令(平成28 ア 床面積の合計が300平方メー トル未満の非住宅 87,000円 交通省令第1号。以 | イ 床面積の合計が300平方メー トル以上2,000平方メートル未 「基準省令」とい 満の非住宅 150,000円 う。) 第8条第1号 ウ 床面積の合計が2,000平方メ ートル以上5,000平方メートル 未満の非住宅 240,000円 エ 床面積の合計が5,000平方メ
 - ートル以上10,000平方メート ル未満の非住宅 310,000円 オ 床面積の合計が10,000平方 メートル以上25,000平方メー トル未満の非住宅 370,000 H
 - カ 床面積の合計が25,000平方 メートル以上の非住宅 440,000円
- 場合
- (3) (1) 及び(2) 以外の ア 一戸建ての住宅の場合 次に掲 げる床面積の区分に応じそれぞれ次 に定める金額
 - (ア) 床面積の合計が200平方メ ートル未満の住宅 34,000 円
 - (イ) 床面積の合計が200平方メ ートル以上の住宅 38,000 H
 - イ 共同住宅等の場合 次に掲げる 床面積の区分に応じそれぞれ次に 定め

る金額

- (ア) 床面積の合計が300平方メ ートル未満の共同住宅等
 - 69,000円
- (4) 床面積の合計が300平方メ ートル以上2,000平方メート ル未満の共同住宅等
 - 120,000円
- (ウ) 床面積の合計が2,000平方 メートル以上5,000平方メー トル未満の共同住宅等
 - 200,000円
- (エ) 床面積の合計が5,000平方 メートル以上の共同住宅等 280,000円
- ウ 非住宅の場合 次に掲げる床面積 の区分に応じそれぞれ次に定める金 額
 - (ア) 床面積の合計が300平方メー トル未満の非住宅 230,000 Н
 - (イ) 床面積の合計が300平方メ ートル以上2,000平方メート ル未満の非住宅 370,000 円
 - (ウ) 床面積の合計が2,000平方 メートル以上5,000平方メー トル未満の非住宅 530,00 0円
 - (エ) 床面積の合計が5,000平方 メートル以上10,000平方メ

		ートル未満の非住宅
		650,000円
		(オ) 床面積の合計が10,000平
		方メートル以上25,000平方
		メートル未満の非住宅
		770,000円
		(カ) 床面積の合計が25,000平
		方メートル以上の非住宅
		870,000円
		エア、イ及びウに掲げるもの以外の
		建築物の場合 イ及びウ ((2)に該
		当する場合は(2)アからカまで) に
		掲げる床面積(共用部分は、共同住
		宅等
		に含む。)の区分に応じそれぞれの定
		める金額のうち、当該申請に係るも
		のを合算した金額
2	法第29条	前号(1)、(2)又は(3)に定める額に、
	第1項の規	法第30条第2項の規定による申出
	定に基づく	を建築基準法第6条第1項の規定に
	建築物エネ	基づく建築物に関する確認申請とみ
	ルギー消費	なして建築条例別表第1号を適用し
	性能向上計	た場合の手数料の額を加えた額
	画の認定申	
	請手数料(法	
	第30条第	
	2項の規定	
	による申出	
	をする場合	
	に限る。)	

		Mr = [] (1) (0) [] 1 (0) [] 2 (5)
3	法第31条	第1号(1)、(2)又は(3)に定める額の
	第1項の規	2分の1の額
	定に基づく	
	建築物エネ	
	ルギー消費	
	性能向上計	
	画の変更認	
	定申請手数	
	料(次号に該	
	当する場合	
	を除く。)	
4	法第31条	第1号(1)、(2)又は(3)に定める額の
	第1項の規	2分の1の額に、法第31条第2項に
	定に基づく	おいて準用する法第30条第2項の
	建築物エネ	規定による申出を建築基準法第6条
	ルギー消費	第1項の規定に基づく建築物に関す
	性能向上計	る確認申請とみなして建築条例別表
	画の変更認	第1号を適用した場合の手数料の額
	定申請手数	を加えた額
	料(同条第2	
	項において	
	準用する法	
	第30条第	
	2項の規定	
	による申出	
	をする場合	
	に限る。)	

5	法第36条	(1) 建築物エネルギー
	第1項の規	消費性能基準に適合
	定に基づく	していることについ
	建築物エネ	て、あらかじめ登録
	ルギー消費	住宅性能評価機関又
	性能基準に	は登録建築物調査機
	適合してい	関による審査を受け
	る旨の認定	た場合、法第30条
	申請手数料	の規定に基づく建築
		物エネルギー消費性
		能向上計画認定の通
		知書の写し及び建築
		基準法第7条第5
		項、第7条の2第5
		項又は第18条第1
		8項に規定する検査
		済証の写しを添付し
		た場合、都市の低炭
		素化の促進に関する
		法律第54条の規定
		に基づく認定の通知
		書の写し及び建築基
		準法第7条第5項、
		第7条の2第5項又
		は第18条第18項
		に規定する検査済証
		の写しを添付した場
		合並びに住宅の品質
		確保の促進等に関す
		る法律第6条第3項
		1-1

の規定に基づく建設

第1号(1)に定める額

住宅性能評価書(日 本住宅性能表示基準 別表 1 5-1 断熱 等性能等級の項に定 める等級4及び同表 5-2一次エネルギ 一消費量等級の項に 定める等級4又は等 級5 (法の施行の際 現に存する建築物に ついては等級3以 上) に適合するもの に限る。) の写しを 添付した場合

- (2) 基準省令第1条第 第1号(2)に定める額 1号ロ又は第8条第 1 号イ(2)及び同号 口(2)に適合する場 合
- 1項第2号イ(2)及 び同号口(2)に適合 する場合
- (3) 基準省令第1条第 ア 一戸建ての住宅の場合 次に掲 げる床面積の区分に応じそれぞれ に次に定める金額
 - (ア) 床面積の合計が200平方メ ートル未満の住宅 17,000 Щ
 - (イ) 床面積の合計が200平方メ ートル以上の住宅 19,000 円
 - イ 共同住宅等の場合 次に掲げる 床面積の区分に応じそれぞれ次に定

める金額

- (ア) 床面積の合計が300平方メ
 - ートル未満の共同住宅等
 - 33,000円
- (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の共同住宅等 57,000
- (ウ) 床面積の合計が2,000平方 メートル以上5,000平方メー トル未満の共同住宅等
 - 100,000円
- (エ) 床面積の合計が5,000平方 メートル以上の共同住宅等 160,000円
- (4) (1)、(2)及び(3) 以外の場合
- ア 一戸建ての住宅の場合 次に掲 げる床面積の区分に応じそれぞれ次 に定める金額
 - (ア) 床面積の合計が200平方メ ートル未満の住宅 34,000 円
 - (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上の住宅 38,000
- イ 共同住宅等の場合 次に掲げる 床面積の区分に応じそれぞれ次に 定める金額
 - (ア) 床面積の合計が300平方メ
 - ートル未満の共同住宅等
 - 69,000円
 - (イ) 床面積の合計が300平方メー

トル以上2,000平方メートル 未満の共同住宅等 120,00 0円

- (ウ) 床面積の合計が2,000平方 メートル以上5,000平方メートル未満の共同住宅等 200,000円
- (エ) 床面積の合計が5,000平 方メートル以上の共同住宅等 280,000円
- ウ 非住宅の場合 次に掲げる床面 積の区分に応じそれぞれ次に定め る金額
 - (ア) 床面積の合計が300平方メ ートル未満の非住宅 230,000円
 - (イ) 床面積の合計が300平方メ ートル以上2,000平方メー トル未満の非住宅 370,000円
 - (ウ) 床面積の合計が2,000平 方メートル以上5,000平方 メートル未満の非住宅 530,000円
 - (エ) 床面積の合計が5,000平 方メートル以上10,000平 方メートル未満の非住宅 650,000円
 - (オ) 床面積の合計が10,000 平方メートル以上25,000 平方メートル未満の非住宅

1	•	1	1
			770,000円
			(カ) 床面積の合計が25,000
			平方メートル以上の非住宅
			870,000円
			エ ア、イ及びウに掲げるもの以外
			の建築物の場合 イ((3)の場合は
			(3)イ)及びウ((2)の場合は第1
			号(2)アからカまで)に掲げる床面
			積(共用部分は、共同住宅等に含
			む。)の区分に応じそれぞれの定
			める金額のうち、当該申請に係る
			ものを合算した金額

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。